

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
理事長 水田 邦雄 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 1 月 25 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 内部管理体制について

社会福祉法第 45 条の 13 第 5 項に基づき、特定社会福祉法人（法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が 30 億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が 60 億円を超える法人）は、組織経営のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務づけられているが、未整備であることが確認されたため、速やかに整備の決定を理事会で行うこと。

(2) 理事長及び常務理事の選定について

社会福祉法第 45 条の 13 第 3 項及び定款第 19 条の規定に基づき、役員改選後の理事長及び常務理事の選定については、新役員による理事会を開催し、新理事の中から選定すること。

(3) 収益事業について

・収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業及び特定公益事業（以下、「社会福祉事業等」）の経営に充てられていないことが確認されたため、収益事業の赤字の要因となっている職員の人件費について、会計省令等に定める合理的な基準に基づき各拠点区分に適切に配分するとともに、社会福祉法第26条の趣旨を踏まえ、その結果生じた収益については、社会福祉事業等の経営に充てること。

2 会計管理について

(1) 固定資産の棚卸について

経理規程に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、理事長に報告すること。

(2) 余裕資金の運用について

余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、経理規程及び資金運用規程に基づいて、運用を開始する年度における基本的な運用計画を当該年度開始前に作成し、理事会の承認と得るとともに、9月末日及び3月末日には運用状況を検証し、その結果を漏れなく理事長に報告すること。

(3) 満期保有目的の債券について

満期保有目的の債券を保有しているが、計算書類に対する注記の、重要な会計方針（1）有価証券の評価基準及び評価方法に、満期保有目的の債券についての評価基準及び評価方法が記載されていない。該当年度の計算書類に対して必要な注記は、漏れなく記載すること。

(4) 修繕積立資産について

修繕積立資産を計上しているが、積立金・積立資産明細書を作成していない。該当年度で作成が必要な附属明細書は、漏れなく作成すること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課
法人指導監査官 平田 薫
社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子
TEL 03-5253-1111（内線2869）
MAIL hirata-kaoru@mhlw.go.jp
nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp